

伊藤（信）分科員 自由民主党の伊藤信太郎です。きょうは、質の高い議論ができる環境のようなので、哲学的な話からしたいと思うわけです。

地方自治の確立、また地方分権ということが言われて久しいわけですが、なかなか必ずしも実態が伴わないということはあると思うんですね。その大きな理由として、地方税源というか地方財源がない。かつて福沢諭吉は、経済的独立なくして人格的独立なしというようなことを言ったわけですが、地方自治体においても全くそれが当てはまるんだろうと思うんです。

地方自治を確立するためには、やはり地方の税源、財源というものが確立することが私は必要だと思うんですけれども、こういうことに関して大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

片山国務大臣 今伊藤委員から言われました福沢諭吉先生のお言葉のとおりですね。財政的独立なくして人格的独立なし、衣食足りて礼節を知るというんですが、地方団体は、今、御承知のように、大変自主財源が乏しいわけですね。

いつも同じことを言って恐縮なんですけど、全体の税は国が六割取って地方が四割で、それから仕事は地方が六割五分やっているんですよ。だから、本来は六割五分の税を与えるべきなんですよ、地方に。自分で取った税で自分が仕事をする、地方も国も。

ところが、今の税財政の体系は六十対四十になっているので、私はせめて五十対五十と言っているのは、それでも十五足りないんですよ。足りないけれども、税源をもらっても、東京、大阪みたいな経済力のあるところばかり税がふえて、裏日本やそういう経済的に少しおくられているところは税がふえないものですから、どうしても交付税が要るんです。だから、せめて五十対五十、こうっております。

やっと経済財政諮問会議の骨太の方針でも書いてもらい、あるいは税調関係でもだんだん書いてもらいまして、国から地方への税源移譲を一つのテーマにしていだけるようになって、それはそれでいいと思いますが、ほっておいたらなかなかこれは進みませんので、今後とも関係者の総意を結集して努力をしていかなければならないのではなからうか、こういうふうに思っております。

税の中で、いつも同じことを言うんですが、所得税関係と消費税ですね。所得税は、今、国は所得税で、地方は住民税の格好で取っておりますから、これを、住民税のウエートを高めてもらう、所得税のウエートを少し低めてもらう。消費税は、今四対一で分けておりますから、これも地方の取り分の一の方を上げてもらう。こういうふうに思っておりますが、簡単にいきませんね、こういう状況の中ですから。だから、粘り強く着実に積み上げていって道筋をつけたい、こういうふうに思っております。

伊藤（信）分科員 そこで、税体系全体を考えるとときの基本的な価値観といいますか考え方なんですけれども、一つには国税、地方税という分け方もありますが、もう一つには直間といいますか、直接税、間接税、あるいは目的税とあると思うんですね。

そこで、住民税というくくりで考えた場合、もともと住民税の額の算定根拠というのは哲学的に考えてどのようなものかというふうにお考えですか。現実の算定根拠じゃなくて、本来あるべき算定根拠。

片山国務大臣 地方税は、これも委員に釈迦に説法でしょうが、地方税というのは受益に応じて負担してもらう、会費的な、割り勘的な性格が強いですね。国税の方は、能力がある者がたくさん出して、税金を納める能力ですよ、税金を納める能力がある人がたくさん出して、ない人は少しでよろしい。だから累進課税になっているんですね。所得の高い人がたくさん税金を納めるようになっている。国税はそういう考え方なんです。

地方は、やはりみんなが地域社会のメンバーを構成して、地域社会でいろいろな、地域社会のメンバーが地方政府からいろいろな受益を受ける、公共サービスを受ける、それに対する見返りで、受益に応じてお金を出してもらう、均等、住民税というのは基本的にはそういうことございまして、できるだけ広く薄く出してもらおう、こういう思想なんです。全体にそうです。

ただ、全体にそうですが、それじゃ、受益だけで取れるかということ、それは、そうはいきません。だから、国税に比べて地方税の方が受益の割合が高いんだけれども、もちろん能力に応じてということもあります。少し説明がうまくありませんけれども、そういうふうに御理解いただいたらと思っております。

伊藤（信）分科員 もし大臣がそういうお考えだとすると、住民税の方はそれぞれの地域に住んでいる方に対する公共サービスに対する対価という考え方でまとめられるんだろうと思います。

そういたしますと、私も海外に住んでいた経験があるわけですがけれども、それぞれの住んでいる場所によって、公共サービスの質、量は異なるわけですね。そうしますと、やはりそういう具体的な公共サービスの状況に応じて住民税の算定というのは変えるべきじゃないか、別の言い方をすると選択的税制の導入ということも私は視野に入れるべきじゃないかと考えております。例えば、しょっちゅうごみの収集とかストリートクリーニングのあるようなところの税金は高いわけですね。逆に、安いところは一週間に一度ぐらいしか来ない、こういうこともあるわけですね。

そういう考え方を、大臣の所管を離れるかもしれませんが、そういうことに関しての大臣の考えをお聞きしたいと思います。

片山国務大臣 本来の地方自治からいうと、そうですね。高いサービスを受けるところは住民税その他少々高くてもそれはそれで納得してもらう、サービスが低いところは低い税金だ、こういうことだろうと思うんですが、なかなか今は、日本のようなこれだけ高密度でコンパクトで交流がある社会は難しいですね。それぞれの住民の皆さん、やはりできるだけ同じ負担で同じサービスを求めるんですよ、日本の国は。

そこで、今の地方税法は標準的な税率を決めているんですよ。それ以上取りたければ超過的に取りなさいと超過課税というのを認めているんです。それが課税自主権ということです。ところが、実際はほとんどやらないんですよ。みんな標準的な税率で、標準的に取るんですね。取って、それじゃ、高いサービスで道路をつくれ、学校をつくれ、公民館をつくれ、公園をつくれ、こうなるでしょう。そうすると、それは国から補助金をもらおうとか、国から交付税を特別にたくさんもらおうとか、起債を認めてもらおうとか、こういうことでいっているんですね。

だから、本当に受益と負担が直結すれば、例えば、よそよりももっと道路をちゃんとする、公園を特別につくるといふのなら、高い負担を自分らは甘んじて受けますよ、こういうふうに国民の皆さんに考えてもらわなければいかぬのですけれども、今はなかなかそうはなっていないんです。

ただ、地方分権一括推進法その他がこのところいろいろできまして、できるだけ課税自主権を認めようと。だから、今、法律以外の税をつくろうという動きが全国的に広まっていますよね。東京都の銀行税だとか、それから神奈川県もやりましたし、三重県は産業廃棄物から税金を取るとか、今度は東京都はホテルから取る、これはまだうまくいっていませんけれどもね。こういうふうな課税自主権に基づく法定外普通税や目的税の動きが出ておりまして、私どもの方は、理屈が立つもの、法律に違反でないものはできるだけ認めよう、こういうふうに思っておりますけれども、基本的には、今私が言いましたように、今の地方自治は、標準的な税率を決めて、超過課税はそれぞれが御判断で条例で超過課税を決めていただくのなら取ってよろしい、こういうことしております。

八代主査 伊藤君、きっかけを、主査とか委員長とか言っていると、これは議事録に載せますから。では、どうぞ、委員長とか主査とか。伊藤君と、こうなるんです。

伊藤（信）分科員 はい。

大臣の御説明は大変わかりやすく結構だと思いますけれども、そういう新しいといいいますか、本来の考え方を、やはり地方自治を確立するために広報、啓蒙していくということも総務省の立場で必要だと私は思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、今度、広域行政に絡むところと、今、年金の問題がいろいろ上がっていますけれども、地方議員の年金の問題についてお伺ひしたいと思います。

今、市町村合併をしますと、特例で、町会議員、村会議員がそのまま自動的に市会議員になるということだと。市会議員になりますと、大体標準で三倍ぐらいの給与になるんだろうと思うんです。そうしますと、今度新しく変えようとしている法律では、退職前一年間の標準の月額をベースにするのではなくて、十二年間の平均標準の報酬をベースに年金を計算するということになっているんですね。

ただ、私の知るところ、多くの合併を前にしている町会議員、村会議員は余りこんなことは知らないという印象を非常に受けているわけですね。ですから、このことに対する周知等がどのようにになっているか、お伺ひしたいと思います。

若松副大臣 地方議員の年金制度であります、これはここ一年半ぐらいでしょうか、地方議会議員年金制度検討会、ここで、有識者とか地方議員の代表、こういった方々が検討してまいりまして、その検討内容というのをこのたび一つにまとめまして、全国議長会を通じて地方議員の先生方に周知徹底をお願いしている、こういう状況であります。

伊藤（信）分科員 それでは、またもう一つ、違ったアジェンダについてお伺ひし

たい。

ことはワールドカップが日韓共同で開かれるということで、日本側の開催地はその準備に追われているわけですがけれども、その多くの自治体から、ワールドカップ開催に伴う非常にエキストラな、また予想しない出費というもので困っているという話を聞くわけですね。

ですから、このワールドカップということは日本の国益にも大変かなう、また、今後いつあるかわからないことですので、緊急的な財政措置がとれないものかどうか。ワールドカップを成功させるということは、今後の日本のいろいろな経済問題あるいは国際関係にとっても重要だと思いますので、総務省として地方自治体を助ける何らかの助成措置がとれないものか、その辺をお伺いしたいと思います。

若松副大臣 実は、私の住んでいる埼玉県も準決勝の予定、開催県でありまして、今委員御指摘のお話は大変重要な問題だと考えております。

特に、この大会開催地の輸送とか警備計画とか、かなり重要なかつ綿密な対策も必要となるわけでありまして、当然その分地方負担がふえるということで、当然、総務省といたしましても、そういった負担に対しては、何らかのルールに基づいて特別交付税による措置をしっかりとやっていこう、こういう理解でおります。

伊藤（信）分科員 少しまたドメインを変えた話をしたいと思うんです。

総務大臣が考えるところのITというものはどういう概念なのか、そこをまず哲学的な討論としてお伺いしたい。

片山国務大臣 ITというのは、インフォメーションテクノロジーの略ですよ。あれは、日本ではITというのですが、よその国ではICTというんですよ。コミュニケーションというのが中に入ります。だから、その言葉のとおりでいえば情報通信技術ということなんですけれども、日本の場合にはIT社会だとかIT革命だとか言いますよね。

だから、このインターネット中心の情報通信技術、こういうものを使いまして、やはり産業構造を変える、社会生活のありようを変える、最後は国民の意識を変える、そういうところまでいくのがITだ、私はこう思っているんですよ。だから、ITというのは、単なる技術だとか単なるハードなものだとかということではないと思うんですよ、もっとソフトな包括的な概念で。

そこで、IT基本法にいろいろなことが書いてありますよ。

IT基本法のIT社会の理念として、すべての国民が情報通信技術の恵沢を、恩恵を享受できる社会の実現、これを一つ挙げる。二つ目が、経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化に寄与すること、これを挙げている。三つ目に、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現を挙げている。四つ目に、活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上と。こういうものを目指すものですね、ITは。また、そういうものにうまく利用できる、活用できるようなものでなきゃ、単なるITでは意味がない、私はこういうふう考えております。

伊藤（信）分科員 大臣のお考えと私の考えとは大変近いと思うのですがけれども、

私も、パソコンを使えることとか、あるいは光ファイバーやADSLをたくさんすること、それだけがITだとは思わないのですね。最終的に情報を受ける、そしてそれを理解したり感じたりするのは人間ですから、そこを含めた情報技術でないといけないのですね。往々にして、ITの議論をするとどうも理系的な技術論ばかりに偏って、最終的に国民が幸せを感じるためのITというものがどうも捨象されているようなので、総務省としてもそういう包括的な概念でのIT政策をお進めになるということをご希望するものであります。

さて、そのITのことなんですけれども、インターネット、今大変広がっておりますけれども、インターネットのオペレーションソフトがほとんどアメリカ製のものがドミナントになっている。そのことは、いろいろな問題があると私は思うのですね。情報セキュリティーの問題もありますし、それから、もともとアメリカ製でありますから、英語をベースにした情報技術ですので、日本や東洋の文字コードであるとかあるいは思想、そういったものをビットに載せづらいという面もあるわけですね。

ですから、国策として、果たしてアメリカの本当に少ない会社が独占しているオペレーションソフトをこのまま政府内部でもe Japan等で使うことはいかなるものかと思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

佐田副大臣 今委員言われたように、インターネットの関連のオペレーションソフトは、基本的には市場競争の中で普及してきておりまして、業務用ではUNIXやウィンドウズ、個人用ではウィンドウズやマッキントッシュ等が使われているというのが現状であります。外国製のものでありまして、またウィンドウズがかなりの部分を占めておるということは事実でありまして、今伊藤委員が言われたように、セキュリティーをどうしていくのか、また、いろいろな問題が出てきております。プラットフォームの問題であるとか、伊藤委員はよく御存じのとおりであると思います。その辺につきましても、情報セキュリティー対策にこれからも総務省としてしっかりと取り組んでいきたい。

それともう一点は、今の英語の問題。これから電子政府を目指して、または地域イントラネットなどを構築していくわけですけれども、その中で、いろいろな漢字ベースの問題であるとか、この辺も今検討中でありまして、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

伊藤（信）分科員 ありがとうございます。

今佐田副大臣がおっしゃられたように、やはり文字コードがユニコードであるということは、私は非常に問題だと思うのです。ですから、それがもし商業ベースで開発できないのなら、やはり国策として、情報セキュリティーあるいはその文化を守るという意味でも開発すべきだというふうに私は考えております。

さて、またそのインターネットとそれから放送の絡みについてお伺いしたいと思うのですけれども、インターネットは近い将来ブロードバンド化するというのですね。ブロードバンド化するといろいろなことが起きますけれども、一番大きいのは動画のやりとりが容易にできるということだと思っております。

そういたしますと、今放送という分野で地上波のデジタル化ということを進めているわけですけれども、インターネットで、受信というコンセプトになるかどうかはわ

かりませんけれども、いわゆる動画を見る、ストアするということは非常に容易になる、しかもデマンドプル側でできると。そういったときに、果たして、いわゆる空中波をデジタル化するために多大なコストや新たな設備、そういったものをかけるのはいかなものかという議論もあるわけですね。その辺についてどのようなお考えかをお聞きしたいと思います。

佐田副大臣 委員の御指摘、これからいわゆるブロードバンド化になって、要するに通信関係を使うことによって、ただ反面で、地上デジタルの方は二〇一一年にはサイマル放送も終わってすべて地上デジタルになっていく、これは要するに二重の投資になるんじゃないかという御質問じゃないかとお聞きするところなんであります。

これからのデジタル化のいいところというのは、やはり高品質であるということもありますし、また非常に雇用の創出にもつながってくる。いろいろなそういう利点もあるわけでありまして、その中で、今までずっと通信と放送の融合ということが言われてまいりました。その中では、いろいろな意味でハードを共有してやっていくとか、例えば今の衛星関係もそうでありますけれども、通信と放送の融合ではありませんけれどもハードの部分では通信でも、例えばCSで、放送もやっている、通信もやっておる、こういうところはあるのです。

ところが、委員言われるのは、基本的には放送の場合は、これはあまねく広くやる、放送法にのっとって規制を課して良質な番組を放送していくという観点があるわけですね。それともう一点は、通信の場合は、これは逆なんですね、はっきり申し上げまして。電気通信事業法であるとか電波法にのっとってきちっと秘密の保持をしなくちゃいかぬとか、そういう部分もあるわけでありまして。

したがって、やはり放送という部分と通信という部分、いろいろなメディアを、多メディアでこれからインタラクティブな、要するに通信と放送との融合を行っていく。そういうことを考えますと、もちろんブロードバンドもこれは進めていかななくちゃいけない、e Japan構想にもあるようにブロードバンドも進めていく。と同時に、放送においては地上デジタルによってインタラクティブな放送も行っていく、こういうふうに御理解をいただきたい。

以上です。

伊藤(信)分科員 空中波で流している場合、なかなか真のインタラクティブ性というのは難しいわけですね。つまり、各家庭からアップリンクするわけにいかないものですから、本当のインタラクティブ性をするには、やはり有線でやるか、あるいはもっと低い位置に中継がないとできないと思うのです。そうすると、空中波でどうやっても本当のインタラクティブ性はないというふうに私は見ているわけです。デジタルになることに対する利便性というのはいろいろありますけれども、その一番大きいところがインタラクティブ性とデマンドプルにしやすいということだと思っております。

副大臣もおっしゃられたように、放送と通信の融合ということが言われて、それは今現実になろうとしているわけですね。ですから、法体系も今までの放送法であるとか通信に関する法というものをもう一度パラダイムシフトして考え直す時期には私は来ているんじゃないかなと。

例えば、ブロードバンド時代に同じサーバーコンピューターに百万人がアクセスして動画をとる場合、それが本当に通信と言えるかどうか。それはもう有線放送と余り変わらない、ただビット変換があるだけの差ですから。その辺で、近い将来起きることだと思しますので、ぜひいろいろな可能性を考えて地上波デジタルの件もいろいろ考えてみるということが私は必要だと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐田副大臣 委員の言われることはまさにこれは的中しておりまして、では、例えばこれだけの高額の予算をつけて地上でデジタルを進めるのはどういう意味があるんだ、そこは委員の言われるとおりです。いわゆるインタラクティブな通信を、将来的にいろいろな形でデータを送信したりそういうことをするためにやっているというのは、正しい判断だと私は思っています。

ただ、これからどういうふうなアプリケーションができて、どういうものがデータ通信で相互通信になってくるかというのは、まだちょっと未開の部分もありまして、そしてまた法体系の問題も今御指摘になりましたようにあるわけでありまして、また一方に、もう委員はよく御存じのとおり、インターネットのブロードバンドの場合、非常に集中した場合に果たしてきちっと情報が伝わるかどうかという技術的な問題もある。こういうことも含めて検討していきたい、こういうふうにしてあります。

伊藤（信）分科員 ありがとうございます。

そしてまた、ちょっとインターネット絡みの別の質問なんですけれども、迷惑メールということは今非常に社会問題となっているんですが、インターネットは、御存じのようにボーダーレスですから、例えば外国にサーバーがあって、そこから発信された場合、もし発信地主義でいくなかなか取り締まりができないんじゃないかということがあるわけなんですけれども、その辺についての御見解をお伺ひしたいと思います。

佐田副大臣 これは、議員立法であるとか、閣法であるとか、こういうことで議論をちょうど今タイムリーにされているところでありまして、委員の御指摘はまさに実質的に疑問に感じるところであります。

この点につきましては、一般論としましては、発信サーバーが国内にあるか外国にあるかによって国内法の適用の有無が決まるのではなくて、やはり送信者が国内にいるかどうかによって適用が決まるものでありまして、例えば日本から発信しましてサーバーがアメリカにあっても、これは日本の法律が適用される、そういうことが今言われておるわけであります。

この辺につきましても、これから国際的に議論をしていかなくちゃいけないことであろう。日本だけでそれを議論しても、法律を、法体系をつくっても非常に難しい部分もあろうかと思ひますので、国際的にこれは議論をしていかなくちゃいけないことであろう、こういうふうにしてあります。

伊藤（信）分科員 次に、電波の割り当ての問題ですけれども、ボーダーレスになったのは資本の方もそうございまして、電波の割り当てを求めてきた私企業、これの資本を見た場合に、外国資本が過半であるという場合、情報セキュリティあるい

は国策として何らかの規制なり歯どめがかけられないか、この点についてお聞きしたいと思います。

佐田副大臣 今の伊藤委員のお話、本当に私も大変危惧しておりまして、電波というのはこれは非常に公共性が高く、国民の財産であり、そしてまた希少であるわけですから、そういう意味でしっかりと守っていかなくちゃいけない。

今アメリカであるとかイギリス等で、ドイツもそうですけれども、電波のオークションが行われている。この現状を見たときに、アメリカの場合は、これは完全に外資規制していますから、諸外国から買われるということはまずありませんけれども、ヨーロッパではやっております、イギリスなんかでも。これを見てみますと、委員もう御存じのとおりで、買ったところが、大変な高額なものだから、ほとんど設備投資もできないし、サービスもユーザーにできないということで、それがそのまま、電波が何も使われないままなんてことも結構あるわけがあります。

そういうことを考えますと、日本の場合は、これはあくまでもオークションをやっておりますし、そしてまた比較的きちっと、必要性であるとか技術基準であるとか、そしてまた電波の割り当てについてはきちっと総務省の方でやっておるといのが現状であります。

と同時に、通信主権と申しますか、それはやはりその国内国内でしっかりと守っていく基準がありますから、そういう意味では、結論は、繰り返しになりますけれども、日本では要するにそういう電波というものをきちっと総務省の方で管理している、こういうふうになっております。

伊藤（信）分科員 私も、電波をオークションにかけるようなことが将来ともないことを希望いたします。

さて、次にNHKの関連で御質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほども放送と通信の融合ということが出たわけですが、NHKというのは非常に豊かなコンテンツを蓄積して持っているわけですね。ただ一方で、NHKの力というものがある強過ぎますと、民業といえますか民放を圧迫するということもある。そこで、NHKがインターネットビジネスといえますかインターネット分野に参入することが、いろいろ遠慮されたり規制されたりしていると思うんですけども、ただ一方で、せっかくインターネットで動画通信ができるブロードバンド時代になった場合に、あれだけの情報資産というものを国民が享受できないということも問題だと思っております。ですから、民放を圧迫しないということ、それからNHKの持っている大変な情報資産というものの国民的活用というもののバランス、整合性をどうとられていくか、その辺、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

片山国務大臣 言われたとおりですね。今、伊藤委員が言われたとおりなので、NHKは本当に、社会的にも意味のあるコンテンツをたくさんストックしていますよ。ただ、これをどんどん出すと、民間放送連盟なんか大変御機嫌が悪いんですね。NHKは受信料収入があるじゃないか、我々は違う、自力で広告だ、ここで余りいろいろなことをやらせるな、NHKは今でもチャンネル五つあるじゃないかと。



そういうことを言うておりました、そこで私どもの方で研究会をつくりまして、今、NHKのインターネット利用に関する具体的なルールを定めるためのガイドライン、例えば、二次利用だとか関連情報としての利用はよろしい、それも制作費が十億円までだとか、いろいろなガイドラインをつくってしまして、番組を放送してからホームページで二週間だけはいいい。そのガイドラインを一応この研究会が案としてまとめて、今、パブリックコメントにかけているんですよ。恐らく、民放や何か、いろいろな意見が出てくると思いますが、それをまた見て考えていきたい。私は、基本的には、あのコンテンツを民放の皆さんも理解できる形での利用というのはあるな、こう思っております。

それから、今ケーブルテレビが物すごく伸びているんですよ。ケーブルテレビにはNHKは別の形でかなりコンテンツを提供していますね。そういうことも一定のルールをつくってやったらいい、私はこういうふうに思っております。

伊藤（信）分科員 質問時間が終わりましたので、最後の質問を短く。

これはもう議論沸騰の件でございますけれども、郵政事業への民間参入に関する問題ですけれども、この問題を解決するに当たって、いわゆる市場原理を導入することとユニバーサルサービスを確保するということの、ある意味では二律背反の命題、これをどのようなバランスでお考えか、大臣の所見を最後にお伺いしたいと思います。

片山国務大臣 我々の基本的な考え方は、両立させなきゃだめだと、ユニバーサルサービスと競争原理を。

そこで、郵政につきましては、来年公社化をするということで法案を今検討、取りまとめ中でございますけれども、その法案取りまとめのもとになっているのは公社化研究会の答申なんです。この中には、民間事業者の参入は、条件つき全面参入、部分参入、段階的参入と三つの案を出してもらっているんです。その中で、研究会としては、条件つき全面参入がよかろうと。その条件つきというのは何だ、ユニバーサルサービスの確保だと。全国画一の料金、一通でも引き受けて一通でも配る、それから今のポストと同じ以上の簡便な差し出し口を確保する。おおよそを言えばそういうことですね。

そこで、民間に入ってきていただくんですが、いいところだけとる、もうかるところだけとる、効率のいい大都市だけとる、そういう、クリームスキミングというんだそうですが、これはもう絶対排除する。こういう基本的な考え方で今検討いたしておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

伊藤（信）分科員 ありがとうございます。

これで質問を終わります。